

令和5年度 手話言語条例推進方針等に係る懇話会 会議録

- 1 日時 令和6年3月26日（火） 午前10時～正午
- 2 場所 京都市聴覚言語障害センター（2階 研修室）
- 3 出席委員 高井委員（座長）上田委員、栗林委員、黒木委員、阿野委員、櫻井委員、柴田委員、高山委員、藤岡委員、音川氏（オブザーバー参加（石神委員代理））
欠席委員 國重委員、齊藤委員、谷淵委員、中本委員、兵庫委員
事務局 保健福祉局障害保健福祉推進室
徳永室長、須蒲企画・社会参加推進課長、栗山社会参加推進係長

4 次第

- (1) 開会
- (2) 自己紹介
- (3) 議題
 - ・ 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針における取組の実績等について
- (4) 閉会

（事務局からテーマ等について説明の後、意見交換）

高山委員 各区のふれあいまつりにおける手話体験ブース設置について、大変良いことだと思う。ふれあいまつりだけではなく、様々な場面でそうしたブースを設けてもらいたい。また、ふれあいまつりのステージに手話通訳を置くことは可能か。

事務局 各区のふれあいまつりについてはそれぞれの実行委員会の判断になるため即答できないが、そのようなご意見があったことを各区にお伝えする。

高井座長 上京区のふれあいまつりのパンフレットには手話体験ブースについての掲載がなかったように思う。

事務局 全てのパンフレットは確認できていないが、基本的に手話体験ブースを設置したふれあいまつりについては記載していると認識している。

高山委員 ふれあいまつりの実行委員会は、多くの場合区の社会福祉協議会が中心になっているのではないと思うが、京都市社会福祉協議会や京都市からの指導ということができるのか。

事務局 お声を伝えることはできるが、実行委員会形式で実施しているため、指導まですることができるものではない。

高山委員 資料中「（1）③市民等が手話を学習する機会の提供」の、市役所職員が手話検定4級を受験したということに関して、4級は簡単な会話程度になる。各級の具体的な内容について、研修センターで作成した資料を確認いただいたうえで、行政職員に求められるレベルとしては2級以上が望ましいと考える。引き続き配慮、環境づくりをお願いしたい。

事務局 当該資料については事務局としても確認しており、習得すべき単語の数等が定められていたと認識している。当方としても、さらに上を目指してもらいたいところではあるが、あくまでも職員の自主研修ということであり、まずは手話を知るという観点から、4級を目指すという設定にしている。さらに高みを目指したいということであれば、各自の自己啓発ということであるというのが、現在の京都市の取組である。

高井座長 全国的にみた、手話に関する研修という観点からいかがか。

柴田委員 手話検定は、1万人を超える受験者がいる。特徴としては、聴覚障害の方が面接官を務め、手話の力を直接評価するという点と、インターネットでの試験を実施するなど、受験者を拡大するため様々な取組をしているという点である。

ただし、裾野が広がらないと徐々に受験者は少なくなってきてしまう。毎年研修を実施していただいているのであれば、裾野を広げる取組をどの程度しているか。職員の自主的な研修であるということなので、さらに手話に触れる機会を作っていただくのが良いのではと考える。一方で、全国的に見れば、京都市の取組は相当積極的である。

星田委員 市の職員だけではなく、市民に広めていくことが裾野が広がっていくことになる。例えば市民しんぶんに、新しい手話表現を掲載するなど、興味を持ってもらうために、できる範囲で検討してほしい。

高井座長 現在の学校の教科書には多くの二次元バーコードが掲載されており、スマートフォン等で読み取ることで動画が見られる。また、他の自治体では、広報の中で「今月の手話」を取り上げている例もあったと思う。観光地の京都であれば、テーマを決めて言葉を選ぶことも比較的容易ではないか。様々に工夫してもらいたい。

京都市の公務員として、手話の資格を持った職員または手話を業務とする職員というのはどの程度いるか。

事務局 京都府の手話通訳者の登録をした10名の方を、会計年度任用職員という形で、全ての区役所・支所に最低週2日以上、手話通訳の方が配置している状況である。

柴田委員 仕事として手話に関わる、また手話通訳として入っていくという方法もあるが、手話検定の級をお持ちの方が、行政の採用試験を受けた際に評価をされるような仕組みができないか。手話検定を受ける人の中には、大学生もいる。大学によっては手話検定を受けることを推奨しているので、そういう仕組みがあればさらに取得の動機になるのではないか。

高山委員 市役所に庁舎受付所があるが、手話が全く分からないので、市役所の顔として手話ができるようになっていただければありがたいと思う。受付スタッフの派遣会社を通して、手話を学ぶように指導をお願いしたい。

事務局 庁舎案内所については担当ではないため、所管部署に伝えておく。

高山委員 区役所・支所の設置手話通訳者について、来年度も継続と書かれているが、これまで毎週2日だったところ、4月から1日に減ると聞いた。なぜ設置の日数が減るのか経緯を教えてください。

事務局 会計年度任用職員のため1年ごとの更新であるが、昨年12月の時点で退職の意向を聞き、年明けから求人を行ってきたが、応募がこちらの想定よりも少なく、退職者3名に対し2名がまだ埋まっていないという状況である。

配置のない区役所・支所が生じるべきではないと考え、タブレット端末を活用した遠隔手話通訳も検討し、設置手話通訳者にも相談したところ、実際に現地で手話通訳できる人の配置を最優先でということであった。そのため、勤務日数の増や、退職予定者に時期の延期を打診するなど調整したが、それでも埋まり切らない部分が生じた。引き続き求人は続け、採用が決まり次第補充をしていきたい。

高山委員　　あらかじめ協会にも相談していただければと思う。いずれタブレット端末による遠隔対応ということになり、通訳者の配置がなくなるというのは困る。やはり顔を合わせてということが一番安心である。

事務局　　事前に相談ができていなかったことは申し訳ない。ただ、タブレットに切り替わるから人の配置はしないというような考えは持っていない。引き続き、人員の配置に向けて最大限努力していきたい。

阿野委員　　補聴器の販売店で、以前は手話ができる店員がいる店もあったが、今はない。筆談にも応じてもらえないところもある。手話ができる人を置くよう行政から伝えることはできないか。

事務局　　ご意見を受けとめ何ができるか考えたい。

高井座長　　大学で聴覚障害教育の授業を担当している。手話に対する関心は高いものの、現状では就職に有利になったり、仕事上で活かせるということにはなかなか繋がりにくいと思う。設置手話通訳者についても週に3、4日勤務ということであれば、自立して暮らすということは厳しいと考える。京都市が厳しい財政状況であることは理解するが、やはり教育と福祉にかける費用についてはしっかり確保してもらいたい。

柴田委員　　手話言語条例には、京都に観光に来た聴覚障害の方に対して、しっかり対応しているかと謳われている。令和7年11月にろう者の国際的なスポーツの大会であるデフリンピックが日本で開催される。京都に来るろう者の方が増えると思われるので、先ほど話のあった二次元バーコードを観光スポットに設置し、その場所の案内を手話で見られるようなことも1つの方法かと思う。

また9月は手話言語の国際デーがある月であり、京都は国際的な人たちをお迎えする環境があるということアピールするなど、観光と手話を結びつけたような取組をできたらよいと思う。

高山委員　　観光ガイドに外国語の対応に加えて、デフリンピック開催に合わせて手話も習得していただいているかどうかを考えるが可能かどうか、藤岡委員に伺いたい。また観光ガイドの人数はどの程度いるのか。

藤岡委員　　当方は個人タクシーの観光業務をしており、ドライバーがガイドを担う。京都市の観光ガイドの数は分かりかねる。また、ドライバーは手話はできない。英語など外国語の場合はスマートフォンでお客様とやり取りや観光案内を行っている。

高山委員　　スマートフォンの音声アプリを使ってということだが、聞こえない方には文章が苦手な方も多くいる。ぜひ、手話を覚えていただき簡単に説明してもらえたら安心されると思う。スマートフォンだけに頼るということではなくて、対面のコミュニケーションをお願いしたい。

藤岡委員　　確かにそう思う。文字を読むのが苦手な方もいることは認識がなかったので、やはり手話は勉強しなければならないと思う。

星田委員　　我々手話サークルも、趣味のサークルとは異なると思うので、区役所・支所の場所を無償や割安に使わせてもらうことはできないか。庁舎の閉庁後は使えないなどで、有料の場所を借りているサークルもある。

事務局　　各区役所の会議室については利用規約があり、条件を満たせば無償でお貸ししている例もあるかと思うが、こちらから働きかけることは困難と考える。また、時間外の利

用については、庁舎の安全管理上の問題もある。

- 上田委員 支所の会議室を予約していたが、選挙を理由に突然断られる事があった。
- 事務局 区役所・支所の業務においては選挙が最優先ということで、お貸しさせていただく際にも、予め説明したうえで利用を認めているところであり、ご理解いただきたい。
- 高井座長 資料中、「継続して開催」とあるがその具体的なものが何かが分からないこともあるので、例えば継続して配布しているリーフレットの現物を資料に添付していただいたり、ビデオ教材についても、見られるようにするといった配慮が必要だと思う。
- 黒木委員 私が所属する立命館大学の手話サークルでは、自分で勉強して、互いに教えあうという感じで、日常的に手話を使う方に教えてもらえる状況ではない。その状況を変えようと講師を探したが、見つけれず自身で学ぶ必要があり他大学で受講した。手話講師を派遣する事業は多いが、こちらから手話講師を派遣してもらいやすい環境も作っていただけたらと思う。
- 高山委員 京都市聴覚障害者協会の中で手話講師派遣センターの担当をしており、依頼をいただければ講師の派遣が可能である。
- 高井座長 手話講師に関して、学校からの要請はどれくらいあるか。私は自分の繋がりや若い方をお願いすることがよくあるが、若い方が手話だけをテーマにするというよりは、手話で語りながら、自分のやりたいこと、仕事のことなど、受講者のニーズに応じて、教えることの幅が広がってもよいのではないか。
- 高山委員 小中学校の手話指導については、今年3月までの実績で、小学校中学校の依頼は30件、ほほえみ事業は11件のご依頼を受けている。京都市の聴覚障害者協会の中の京都市手話講師派遣センターで受けているので、民間企業、私立高校からの依頼もあり、依頼者に合わせた内容で指導している。京都市の講師派遣センターがあるということも皆さんの方からも広めていただきたい。
- 柴田委員 ある調査によると、パラリンピックの認知度は98パーセント程度あり、どのような種目があるかも知られている。ところが、デフリンピックの認知度は16パーセントしかないので、認知度を向上していく必要がある。
- 栗林委員 要約筆記者をしており、改めて要約筆記の素晴らしい点を認識した。スマートフォンなどと違いそのまま言葉を伝えるのではなく、早く正しく利用者の方が読みやすくするために文字の大きさなどその人に合わせた調整ができる。もっと利用が広まったらと思う。
- 高井座長 手話は言語だが、この場面は手話通訳、この場面は文字でしっかり捉えたいので要約筆記など、当事者が状況に応じて自分で選べる状況があることに、手話言語条例の取組が繋がってほしい。全国で手話関連の条例は北海道から沖縄までであるようだ。内容は同じではなく幅がある。第3期推進方針の策定に当たっては、手話そのものについても充実させながら、情報の内容と目的によっては幅を広げるということを考えていけたらと思う。
- 高山委員 条例が作られて、8年目になり、感覚的には認知度が40パーセントぐらいで、残りの方は知らない状況なので、啓発不足ではないかと思う。手話で表現した動画を作成して欲しい。京都市では難しいということであれば、京都市の助成金や委託を受けて、私ども協会

の方でやることも構わないので、お考えをお示しいただきたい。

事務局 動画の具体的なイメージはどのようなものか。

高山委員 条例の内容を人が手話で表現をする動画で、できれば各区役所で設置されているモニターで流すといったことである。

事務局 モニターが、民間企業が設置しているものの可能性もあるため即答できないが検討する。

高井座長 来年度の取組、また第3期推進方針についてのご意見をいただきたい。

柴田委員 ろう者が映画を作っておられる例がある。第3期推進方針では、例えば映画を通じて手話を学ぼうとか、ろう者と触れ合うなど、幅広く取組を進められたらよい。